

(案)

(造請－42)

## 造 林 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事業名 造林事業（鷹山国有林33へ1林小班外1 下刈作業外1）
- 2 事業場所 香川県高松市塩江町 鷹山国有林33林班へ1小班外1
- 3 事業量 別紙、事業内訳書に記載のとおり
- 4 事業期間 自 契約締結日の翌日から  
至 令和8年1月23日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日	備考

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月3日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町2丁目8番26号  
氏名 分任支出負担行為担当官  
四国森林管理局  
香川森林管理事務所長 名本 亮介

請負者 住所  
氏名

(造請－43)  
別紙

## 事業内訳書

記入 番号	作 業 種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	事業期間等	備考
1	下刈	鷹山	33へ1	4.77	ha	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年9月30日まで	全刈 夏刈
1	下刈	鷹山	33へ1	0.57	ha	自 令和7年10月1日から 至 令和8年1月23日まで	全刈 冬刈
2	下刈	鷹山	33ち1	7.16	ha	自 契約締結日の翌日から 至 令和8年1月23日まで	筋刈 作業期間別途協議
	下刈計			12.50	ha		
11	防護柵点検・ 簡易補修	鷹山	33へ1	3.25	km	自 契約締結日の翌日から 至 令和8年1月23日まで	

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（%）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

(造請－ 1 7)

## 下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
  - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
  - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

(造請-94)

## 防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

(作業の定義等)

1. 下刈作業時において、既に防護柵(防護ネット)を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

(作業要領)

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
  - (1) 請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
  - (2) 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
    - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
  - (3) 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

(報告)

3. 報告については、以下のとおりとする。
  - (1) 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。
    - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
  - (2) 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

(その他)

4. 下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

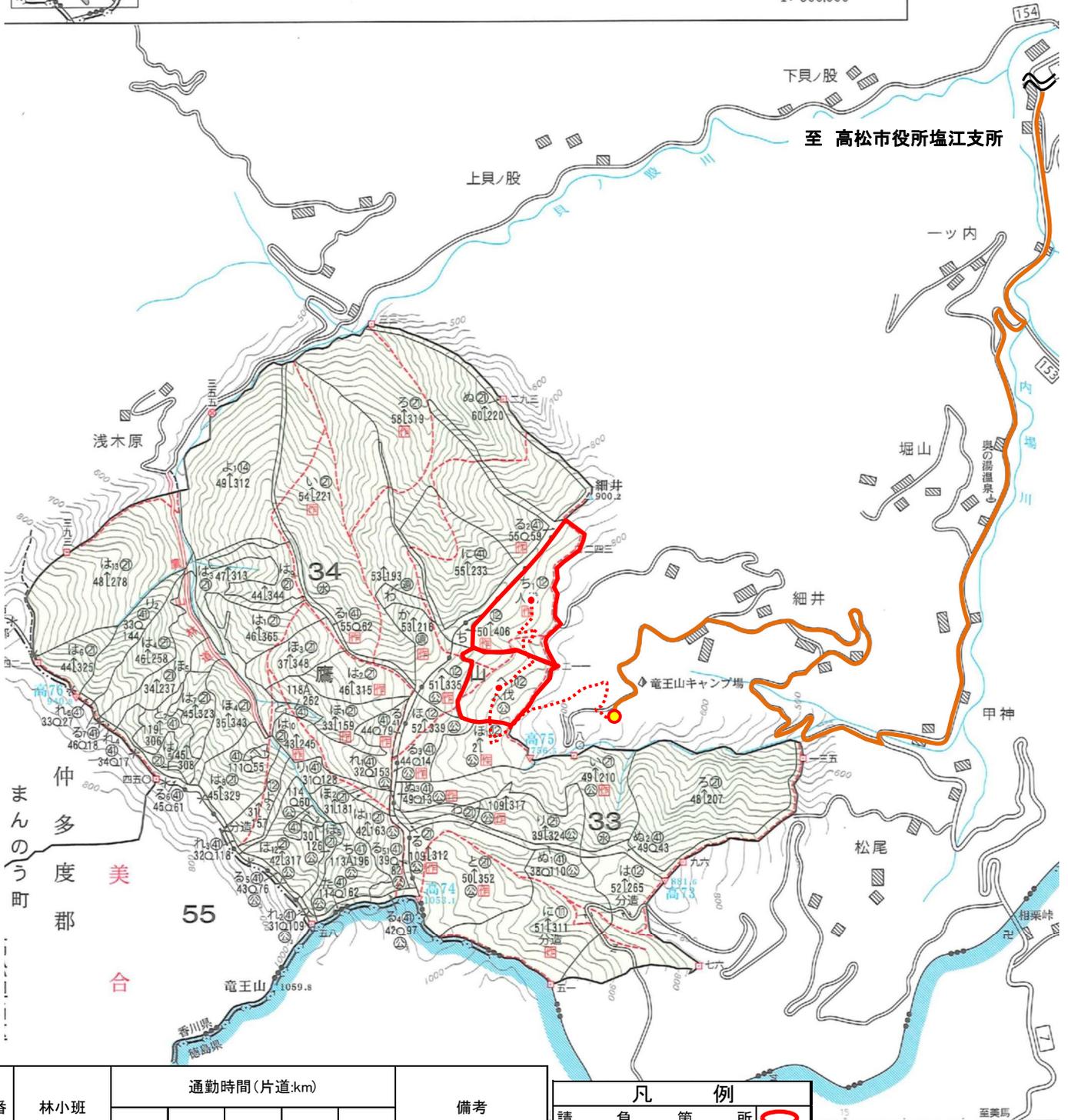
(造請-95)

防護柵点検・簡易補修検査野帳

契約年月日 番 号		請負者氏名	請負数量	検査年月日	検査職員	立会者
作業未済地の 有無				判定		
記 番	報告様式の 作成状況	点検状況	補修箇所 の有無	補修状況 (補修有の場合)	大きな破損箇 所報告漏れ等 の有無	そ の 他

造林事業(鷹山国有林33へ1林小班外1下刈作業外1)位置図  
鷹山国有林33林班へ1小班外1

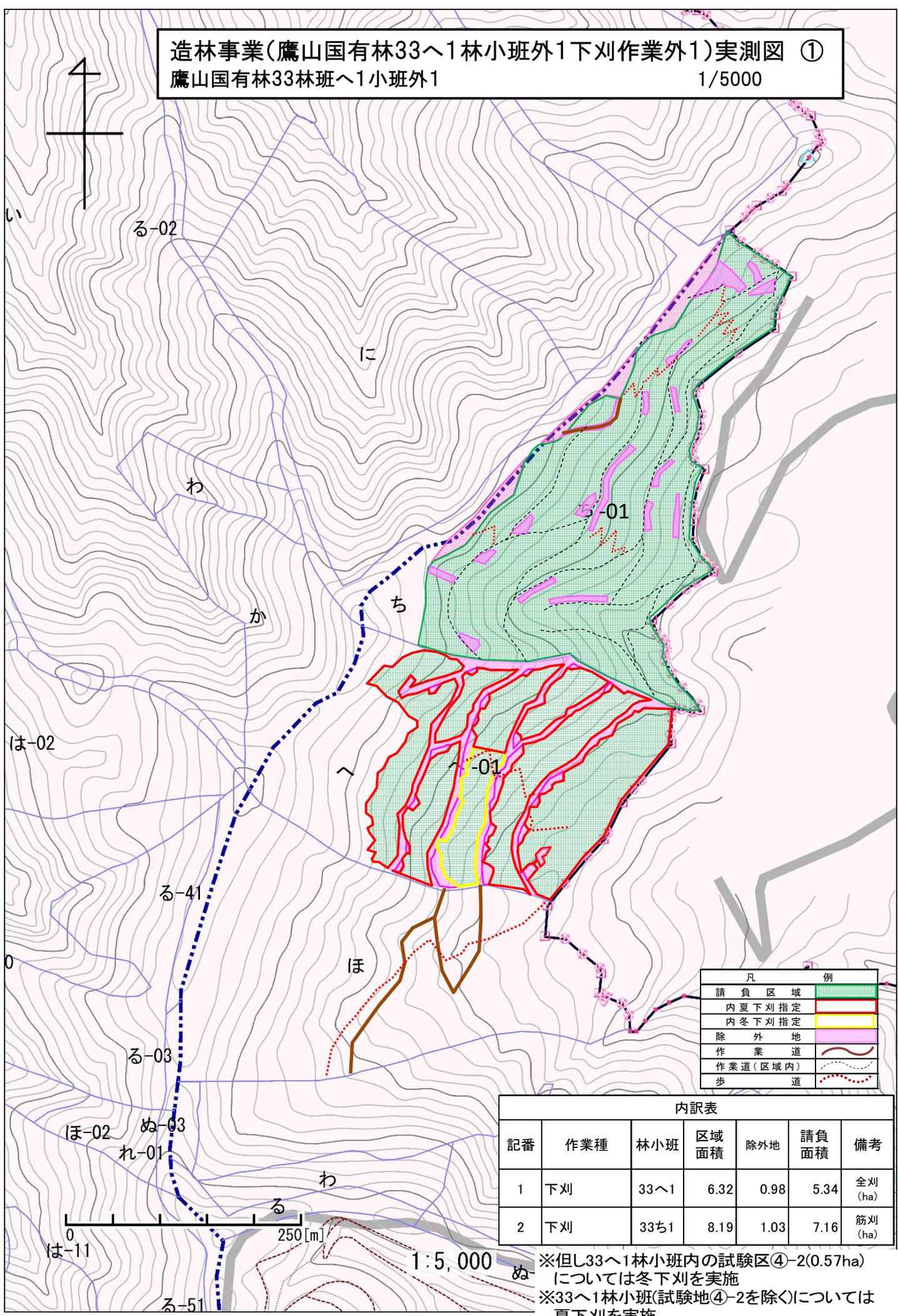
1/20,000



至 高松市役所塩江支所

記番	林小班	通勤時間(片道:km)					備考	凡 例			
		2車線	1車線	未舗装	徒歩	距離計		請負箇所	人員輸送車	経路	乗下車地点
1	33へ1	10.5	5.8	0.0	0.9	17.2	高松市塩江支所から				
2	33ち1	10.5	5.8	0.0	1.3	17.6	"				

造林事業(鷹山国有林33へ1林小班外1下刈作業外1)実測図 ①  
 鷹山国有林33林班へ1小班外1  
 1/5000

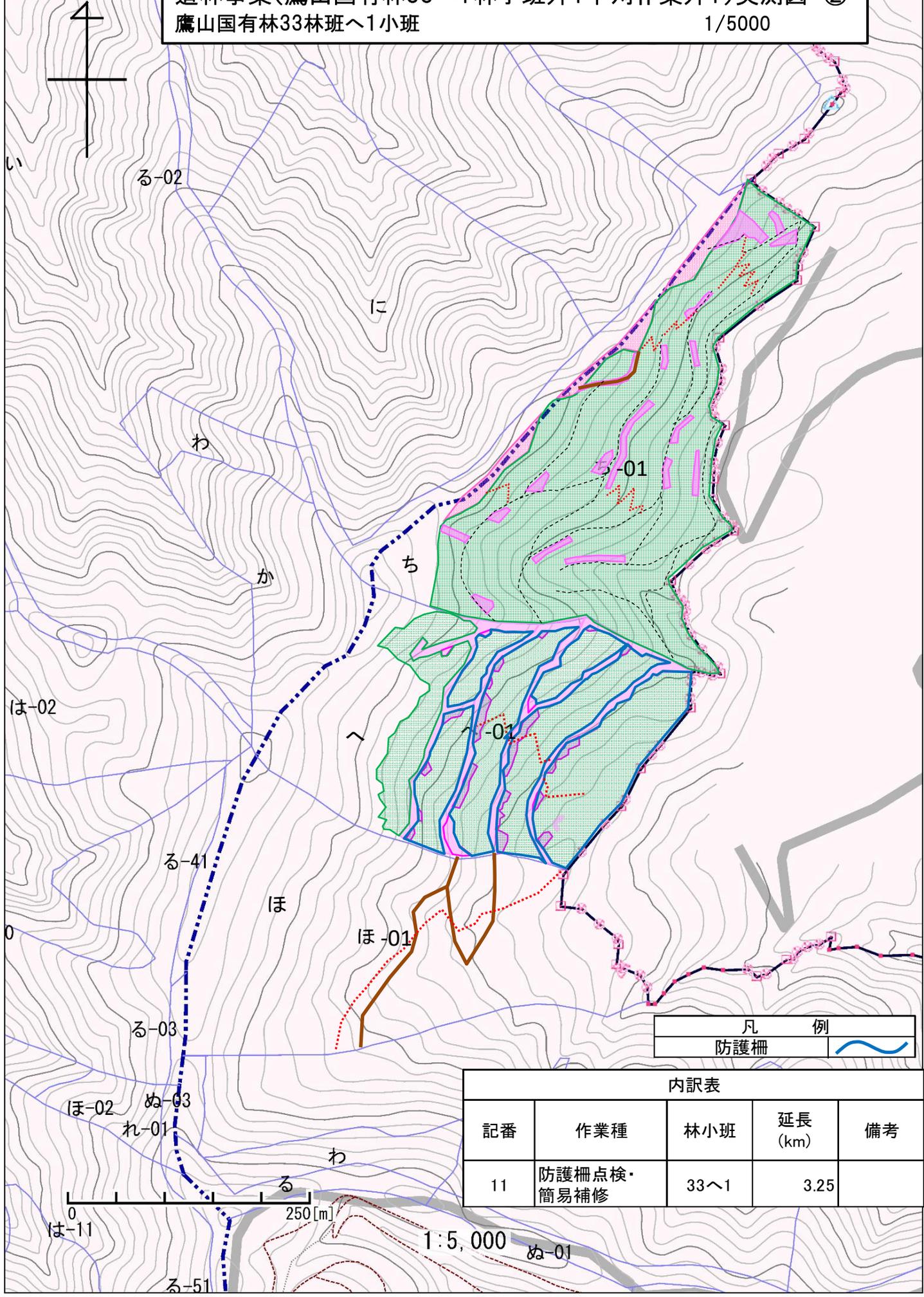


凡	例
請負区域	
内夏下刈指定	
内冬下刈指定	
除外地	
作業道	
作業道(区域内)	
歩道	

内訳表						
記番	作業種	林小班	区域面積	除外地	請負面積	備考
1	下刈	33へ1	6.32	0.98	5.34	全刈(ha)
2	下刈	33ち1	8.19	1.03	7.16	筋刈(ha)

※但し33へ1林小班内の試験区④-2(0.57ha)については冬下刈を実施  
 ※33へ1林小班(試験地④-2を除く)については夏下刈を実施

造林事業(鷹山国有林33へ1林小班外1下刈作業外1)実測図 ②  
 鷹山国有林33林班へ1小班  
 1/5000



凡	例
防護柵	

内訳表				
記番	作業種	林小班	延長 (km)	備考
11	防護柵点検・簡易補修	33へ1	3.25	

